

瀬戸市市税の延滞金の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市市税の延滞金の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の延滞金の減免に関する規則（平成30年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減免の対象) 第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の2第5項、第368条第3項、第369条第2項、 <u>第463条の2第2項</u> 、第534条第3項及び第535条第2項のやむを得ない事由があると認める場合並びに法第321条の12第5項、第326条第4項、 <u>第463条第3項</u> 、 <u>第463条の2第2項</u> 、第481条第3項、第482条第3項、第607条第3項及び第608条第2項のやむを得ない理由があると認める場合は、納税者又は特別徴収義務者が次の表の減免の対象となる場合の欄のいずれかに該当するときとし、当該納税者又は特別徴収義務者が次条の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者の納付又は納入すべき延滞金額からそれぞれ同表の減免期間の欄に掲げる期間に係る同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。	(減免の対象) 第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第321条の2第5項、第368条第3項、第369条第2項、 <u>第455条第2項</u> 、第534条第3項及び第535条第2項のやむを得ない事由があると認める場合並びに法第321条の12第5項、第326条第4項、第481条第3項、第482条第3項、第607条第3項及び第608条第2項のやむを得ない理由があると認める場合は、納税者又は特別徴収義務者が次の表の減免の対象となる場合の欄のいずれかに該当するときとし、当該納税者又は特別徴収義務者が次条の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者の納付又は納入すべき延滞金額からそれぞれ同表の減免期間の欄に掲げる期間に係る同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

<省略>

<省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。